参考資料3（修正）

A 既存の「類型事項」に追加するもの　※資料3「類型事項1～3及び類型事項8、9」に該当する事務

※整理番号が色付きのものは質問があった項目

整理番号	類型事項・個別事項	実施機関	個人情報取扱事務の概要				個人情報の利用目的	取得しようとする個人情報							取得しなければならない理由	個人情報の記録項目 ※ 保有個人情報の件数が1,000人以上の事務の場合
			担当課室所等	事務の名称	事務の目的	取得対象者		①刑事事件	②少年事件	③犯罪被害	④病歴	⑤障害	⑥健康診断結果	⑦医師の指導等		
1	類型事項1（相談、陳情、要望等）	知事	県民生活センター	行政苦情審査	県の機関が管理し、執行する業務に関する相談及び苦情の処理にあたる。	行政苦情相談者及び申立者	県の機関が管理し、執行する業務に関する相談及び苦情の処理のため。	○	○	○	○	○	○	○	県民等から相談、陳情、要望等があった場合、その内容に関し、実施機関の十分な理解と適切な対応を期待して、相談者等から条例第2条第3項に定める要配慮個人情報について述べられることが考えられる。 この要配慮個人情報は、相談者の意思により述べられるものであり、取得することはやむを得ないものである。	-
2				法律相談	家族・相続・金銭貸借・契約上のトラブル・損害賠償等日常生活に密着した身近な法律問題について助言を行う。	法律相談者	家族・相続・金銭貸借・契約上のトラブル・損害賠償等日常生活に密着した身近な法律問題について助言を行うため。	○	○	○	○	○	○	○		-
3				交通事故相談	交通事故にあわれた方の相談相手になって正しい事故処理について助言を行う。	交通事故相談者	交通事故にあわれた方の相談相手になって正しい事故処理について助言を行うため。	○	○	○	○	○	○	○		-
4				土地・住宅相談	土地・住宅相談に係る法律相談について助言を行う。	土地・住宅相談者	土地・住宅相談に係る法律相談について助言を行うため。	○	○	○	○	○	○	○		-
5				内職相談	外で働くことのできない方などに、内職の相談やあっせんを行う。	内職希望者	外で働くことのできない方などに、内職の相談やあっせんを行うため。	○	○	○	○	○	○	○		-
6				労働相談	労働者・使用者からの労働相談について、助言を行う。	労働相談者	労働者・使用者からの労働相談について、助言を行うため。	○	○	○	○	○	○	○		-
7				消費生活相談事業事務	相談内容を解決するために、経過を記録・管理する。	消費生活相談相談者	相談内容を解決するために、経過を記録・管理するため。	○	○	○	○	○	○	○		氏名、性別、住所、電話番号、職業
8				法律相談受付事務	相談うち、弁護士のアドバイスにより相談解決の方向性を見いだす。	相談者のうち、無料法律相談を予約した人	相談うち、弁護士のアドバイスにより相談解決の方向性を見いだすため。	○	○	○	○	○	○	○		氏名、性別、住所、電話番号
9			障害福祉課	障害を理由とする差別を解消するための相談事務	障害者差別に係る相談内容を把握し、関係当事者に必要な助言等を行うため	障害者差別に係る相談者及び関係当事者	相談者の障害の有無や程度等を聴き取り、関係当事者に必要な助言等を行うとともに、その経過を記録として残す。	○	○	○	○	○	○	○	障害の特性等を把握し、公平・公正で適切な指導助言等を行うため。	-
10				障害者への虐待に関する相談事務	障害者への虐待に関する相談や通報等に関し、関係当事者に必要な指導等を行う。	障害者虐待を受けた当事者及びその関係者又は目撃者	相談者の障害の有無や障害の程度等を聴き取り、関係当事者に必要な指導等を行うとともに、その経過を記録として残す。	○	○	○	○	○	○	○	障害者虐待の事実を確認し、関係者に対する指導等を行うため。	-
11				介護給付費等不服審査会事務	市町村が実施した介護給付等に係る処分に対して不服申立があった場合、県が、客観的な立場で処分の適否を審査する。	原処分の宛て名人たる障害児者	不服申立者の障害の程度等を聴取し、市町村が行った処分の適否を審査する。	－	－	－	○	○	○	○	不服申立者の意思により口頭又は審査請求書の中で述べられるものであるため、取得することはやむを得ない。	-

参考資料3（修正）

A 既存の「類型事項」に追加するもの　※資料3「類型事項1～3及び類型事項8、9」に該当する事務

※整理番号が色付きのものは質問があった項目

整理番号	類型事項・個別事項	実施機関	個人情報取扱事務の概要：担当課室所等	個人情報取扱事務の概要：事務の名称	個人情報取扱事務の概要：事務の目的	個人情報取扱事務の概要：取得対象者	個人情報の利用目的	取得しようとする個人情報：①刑事事件	②少年事件	③犯罪被害	④病歴	⑤障害	⑥健康診断結果	⑦医師の指導等	取得しなければならない理由	個人情報の記録項目 ※ 保有個人情報の件数が1,000人以上の事務の場合
12			健康増進課	不妊（不育）専門相談センター事業	不妊（不育）に悩む県民に個別の相談や情報提供を行うこと。	相談者	適切な相談対応、情報提供を行うため	－	－	－	○	○	○	○	相談内容として聞き取りの上、記録を作成するため。	-
13				新生児聴覚スクリーニング事業	聴覚異常児の早期受診、治療へ繋げる支援	対象児とその家族等	適切な相談、支援等のため	－	－	－	○	○	○	○	対象児及びその家族等の身体状況、現状把握のため	-
14				女性健康相談事業	女性が健康状態に応じ、的確に自己管理が行えるように県内5ケ所の保健福祉事務所で健康相談に対応する。	女性の心身の健康に関する相談を希望する者	対象者へ保健師による相談支援を行うため。	－	－	－	○	○	○	○	相談内容として聞き取りの上、記録を作成するため。	-
15			富士ふれあいセンター	地域療育等支援事業	在宅障害児（者）の地域生活の支援	相談者及びその家族	在宅の障害児（者）の地域生活の支援のため、障害者手帳等の所持の有無・等級のほか、病歴などを聞き取り、支援方法等を検討する。	－	－	－	○	○	○	○	在宅の障害児（者）が地域で生活するため、障害者手帳等の所持の有無・等級のほか、病歴などに基づき必要な支援を行う。	-
16				一般相談業務事務	日常生活・就労・進路等障害者の福祉の向上のための相談	相談者及びその家族	障害児（者）の福祉の向上ため、障害者手帳等の所持の有無・等級のほか、病歴などを聞き取り、支援方法等を検討する。	－	－	－	○	○	○	○	障害児（者）の福祉の向上ため、障害者手帳等の所持の有無・等級のほか、病歴などに基づき、必要な支援を行う。	-
17		教育委員会	総合教育センター	教育相談事務	児童・生徒、保護者及び教員を対象に、いじめ・不登校や交友関係等、児童生徒の学校生活に関する相談を、来所しての面接及び電話により行う。	相談児童・生徒、保護者、教員	（記録を作成し） 相談者の状況に応じた教育相談を実施するため	○	○	○	○	○	○	○	健康や障害の状況等が，問題の背景や要因として影響しているかを確認するため	-
18				教育相談における所見発行事務	各市町村教育委員会から依頼のあった幼児・児童・生徒について教育相談を行い「所見」を発行し、各地区就学指導委員会における判断資料とする。 県立特別支援学校（知的障害）高等部受検の際の必要書類である「所見」を発行する。	相談幼児・児童・生徒及び保護者	教育相談における所見を発行するため	－	－	－	○	○	○	○	相談者の健康や障害の状況等が所見発行の対象となるかどうかを確認するため	-
19			図書館	図書館資料等の利用に係わる事務	利用者が求める資料や情報を探す調査相談サービスを提供する	利用者	利用者が求める資料や情報を探す調査相談サービスを提供するため	○	○	○	○	○	○	○	利用者が求める資料や情報を探すための情報源とするため	-
20		警察本部	総務課	警察安全相談	受理した警察安全相談について指導、教示、助言等を行い、経過を記録・管理する。	相談者	受理した警察安全相談について、指導、教示、助言等を行い、相談業務を適正に遂行するため	○	○	○	○	○	○	○	警察安全相談には犯罪被害等が関わる相談もあり、この要配慮個人情報は、相談者の意思により述べられるものであり、取得することはやむを得ないものである	整理番号、氏名、性別、生年月日、年齢、住所、電話番号、学業、職業、犯罪により被害を被った事実
21			少年・女性安全対策課	少年相談事務	面接、電話、メールによる少年の非行問題等各種相談を通じて、少年の非行防止に寄与するため	相談者	相談者に対して、指導、教示、助言等を行い、少年相談業務を適正に運用するため	○	○	○	○	○	○	○	少年相談業務において、要配慮個人情報は相談者の意思により述べられるものであり、取得することはやむを得ないものである	-
22		公立大学法人県立大	全学	学生からの各種相談	学生からの各種相談に対応する	相談を行う学生	学生生活を適正に行うため	○	○	○	○	○	○	○	相談内容に、個人情報があった場合、受動的に取得してしまうため	-
23	類型事項2〔作文、論文等〕	教育委員会	図書館	贈りたい本大賞	県民の読書活動に対する理解を深め、本を贈る習慣の定着を図る。	贈りたい本大賞応募者	応募された作品から大賞、優秀賞、学校賞を決定するにあたり、各作品を評価するため。	○	○	○	○	○	○	○	作品中に個人情報が記載されていた場合、評価するために作品を読むことで受動的に取得してしまうため。	-
24		公立大学法人県立大	全学	教職員・学生の論文等	論文等を適正に評価するため	論文等を提出する教職員・学生	論文等を適正に評価するため	○	○	○	○	○	○	○	内容に、個人情報があった場合、受動的に取得してしまうため	-

参考資料3（修正）

A 既存の「類型事項」に追加するもの　※資料3「類型事項1～3及び類型事項8、9」に該当する事務

※整理番号が色付きのものは質問があった項目

整理番号	類型事項・個別事項	実施機関	個人情報取扱事務の概要				個人情報の利用目的	取得しようとする個人情報							取得しなければならない理由	個人情報の記録項目 ※ 保有個人情報の件数が1,000人以上の事務の場合
			担当課室所等	事務の名称	事務の目的	取得対象者		① 刑事事件	② 少年事件	③ 犯罪被害	④ 病歴	⑤ 障害	⑥ 健康診断結果	⑦ 医師の指導等		
25	類型事項3（栄典、表彰等）	知事	秘書課	県政功績者表彰及び県民栄誉賞に関する事務	県政功績者表彰候補者の選考 県民栄誉賞候補者の選考	県政功績者表彰候補者及び県民栄誉賞候補者	県政功績者表彰候補者の選考 県民栄誉賞候補者の選考	○	○	－	－	－	－	－	山梨県表彰規則（受任条例なし）第3条第3号の欠格事由に該当しないことを確認するため	氏名、性別、生年月日、年齢、住所、本籍、主要経歴、学歴、職業、役職、賞罰、功績内容、犯歴、破産手続開始決定の有無、その他表彰することが適当でないと認められる事由の有無
26			消費生活安全課	消費者支援功労者表彰	消費者利益の擁護及び増進を図る	被表彰者	被表彰者の推薦に係る手続きのため	○	○	－	－	－	－	－	犯罪の経歴を有する者等が表彰候補者や被表彰者となることは、社会通念上、国民、県民等の感情にそぐわないものと考えられ、候補者等の選考に当たって、犯罪の経歴の有無等を確認する必要があるため。	－
27			私学・科学振興課	山梨県私立学校教育功労者表彰事務	私立学校の教育に対し功績のあった者を表彰する	被表彰者、被候補者	栄典、表彰等の事務において選考にあたり経歴を確認するため	○	○	－	－	－	－	－	栄典、表彰を行う場合、犯罪の経歴を有する者等が表彰候補者や被表彰者となることは、社会通念上、国民、県民等の感情にそぐわないものと考えられる。このため、候補者の選考に当たっては、犯罪の経歴の有無等を確認することはやむを得ないものである。	－
28			障害福祉課	障害者援護功労者等知事表彰事業事務	障害者の福祉向上に貢献した者又は社会的自立を成し遂げた者を表彰し、障害者に対する援護思想の普及を図る。	要項による対象者	表彰候補者の身体障害者手帳、療育手帳及び精神保健福祉手帳から、表彰基準に該当するか確認する	○	○	－	－	○	－	－	候補者選考に当たって障害や犯罪の経歴の有無を確認するため。	犯罪の経歴、刑事事件に関する手続、少年の保護事件に関する手続
29				精神保健関係表彰事務	多年の精神保健事業等の発展の功績の表彰	要項による対象者	表彰候補者の賞罰等から、表彰基準に該当するか確認する。	○	○	－	－	－	－	－	候補者選考に当たり、犯罪経歴の有無を確認するため。	－
30		教育委員会	教育庁総務課	教育功労者表彰事務	県の教育・学術及び文化の振興に貢献した者を表彰する	表彰候補者	表彰候補者を選考し、被表彰者を決定するため	○	○	－	－	－	－	－	犯罪の経歴を有する者等が表彰候補者や被表彰者となることは、社会通念上、県民等の感情にそぐわないものと考えられ、候補者の選考にあたって犯罪の経歴の有無等を確認するため	氏名、生年月日、住所、受賞年、最終経歴、分野、受賞歴
31		警察本部	少年・女性安全対策課	少年警察ボランティアの表彰に関する事務	少年補導員等ボランティア関係の警察本部長表彰等の推薦に伴う基礎資料収集のため	少年警察ボランティア関係者	少年補導員等ボランティア関係の表彰業務を適正に行うため	○	○	－	－	－	－	－	表彰対象者の推薦にあたり、基礎資料として要配慮個人情報を取得する必要がある	－
32	類型事項8（診療、保健指導等）	知事	世界遺産富士山課（富士山五合目救護所）	富士山五合目救護所設置運営事業	富士山登山者や観光客の救護体制の確保	傷病者	適切な救護対応を行うため	－	－	－	○	○	○	○	五合目救護所看護師が適切な救護対応を行うための判断をするため	－
33				富士山七合目救護所運営事業	富士山登山者の安全確保	傷病者	適切な診療行為を行うため	－	－	－	○	○	○	○	七合目救護所医師団が適切な診療を行うための判断をするため	－
34			健康増進課	ウイルス性肝炎治療終了者サポート事務	肝臓硬度測定検査を通じて、肝臓の定期健診の受診に繋げ、肝がん、肝硬変の早期発見、重症化を防止する。	事業の主旨に同意し、申込みを行った県民	肝炎治療費の助成を受けるための受診券の発行、受診勧奨等のサポート	－	－	－	○	－	○	－	事業の対象者の基準確認、受診件の送付、受診勧奨等のサポートの連絡のため	氏名、生年月日、性別、治療歴、肝臓硬度測定検査、肝脂肪蓄積検査結果、　治療方法、受診医療機関、住所
35				新生児聴覚スクリーニング事業	新生児難聴の早期発見および適切な支援を行うため	新生児聴覚検査再検査対象者（かつ保護者の同意がある場合）	対象者へ保健師による支援を行うため。	－	－	－	○	－	○	－	この検査で再検査対象者となった場合には、診断の確定が必要となる。診断のためには精密検査の受検が必要であり、その受検勧奨及びその後の支援のため必要である。	－
36				先天性代謝異常等検査事業	放置すると知的障害などの症状を来す疾病で、新生児を対象に血 液による検査を行い、異常を早期に発見することにより、後の治療 とあいまって障害の発現を防止することを目的としている。	新生児	⑥→血液検査の結果、疾病の疑いのある新生児に対して、精密検査を受検するように勧奨するため。 ⑦→精密検査の結果、治療が必要となる新生児に対して、保健所の保健師が予後のフォローを行うため。	－	－	－	○	－	○	○	⑥→この検査で再検査となった場合には早期診断が必要となる。診断のためには精密検査の受検が必要であり、その受検勧奨のため、血液検査の結果が必要となる。 ⑦→この検査で確定される疾病は国内でも稀少な疾患であり、適切な治療・助成制度につながっているか予後のフォローを行うために、対象者の治療状況について把握する必要がある。	－

参考資料3（修正）

A 既存の「類型事項」に追加するもの　※資料3「類型事項1～3及び類型事項8、9」に該当する事務

※整理番号が色付きのものは質問があった項目

整理番号	類型事項・個別事項	実施機関	個人情報取扱事務の概要 担当課室所等	事務の名称	事務の目的	取得対象者	個人情報の利用目的	取得しようとする個人情報 ①刑事事件	②少年事件	③犯罪被害	④病歴	⑤障害	⑥健康診断結果	⑦医師の指導等	取得しなければならない理由	個人情報の記録項目 ※保有個人情報の件数が1,000人以上の事務の場合
37			こころの発達総合支援センター	こころの発達総合支援センターの運営に伴う事務	こころの発達総合支援センターの相談・診察業務の相談・診察記録、検査結果等の個人情報	診療者	受診者の診療に反映させるため	○	○	○	○	○	○	○	診断、診療等に使用するため	整理番号、氏名、性別、生年月日、年齢、住所、電話番号、健康・病歴、障害、身体の特徴、親族関係、婚姻、家族状況、居住状況、学業・学歴、職業・職歴、資格、成績、趣味、収入状況、公的扶助、写真相談内容、所見
38		地方独法県立病院機構	総務課	カルテ（診療録）作成・管理事務	病歴管理を行うことにより、適正な医療行為を実施するため。	県立病院に来院した外来・入院患者	県立病院に来院した外来・入院患者のカルテ（診療録）作成・管理のため。	—	—	—	○	○	○	○	利用目的と同じ	整理番号、氏名、性別、生年月日、年齢、住所、電話番号、健康・病歴、障害、身体の特徴、親族関係、婚姻、家族状況、居住状況、職業・職歴
39				医事会計事務	患者の診療内容等個人情報をオンラインで結ばれた医事会計システムで処理することにより診療費を迅速かつ正確に請求するため。	県立病院に来院した外来・入院患者	県立病院に来院した外来・入院患者の医事会計事務のため。	—	—	—	○	○	○	○	利用目的と同じ	整理番号、氏名、性別、生年月日、年齢、住所、電話番号、健康・病歴、障害、身体の特徴
40				社会福祉制度及び公費負担制度事務	患者に対する医療扶助としての各種公費負担制度の活用を円滑にするため。	医療福祉相談に来院した患者	医療福祉相談に来院した患者に対する医療扶助としての各種公費負担制度の活用を円滑にするため。	—	—	—	○	○	○	○	利用目的と同じ	整理番号、氏名、性別、生年月日、年齢、住所、電話番号、健康・病歴、障害、身体の特徴、親族関係、婚姻、家族状況、居住状況、収入状況、納税状況、公的扶助、医療相談の内容、ケースワークの所見
41	類型事項9（教育、指導等）	知事	障害福祉課	精神障害者社会適応訓練事務	精神障害者の社会適応訓練と再発防止及び社会復帰の促進	社会適応訓練事業対象者	訓練利用者の訓練期間等社会適応訓練の実施状況を確認する。	—	—	—	—	○	—	—	社会適応訓練事業該当者の訓練の実施状況について、台帳管理等を行っているため	—
42				認定特定行為業務の従事者認定事務	介護職員が障害児者等に対して特定行為（たんの吸引等）を行うため、その業務に係る研修修了者を県が認定する。	認定特定行為業務を受ける利用者	利用者の障害の程度や使用する医療機器等から、従事者が医師の指示に従っているかを確認する。	—	—	—	—	○	○	○	県が認定するにあたり、医師の指示に基づき適正に実施された研修であるか審査するために必要な情報であるため、取得しなければならない。	—
43			こころの発達総合支援センター	こころの発達総合支援センターの運営に伴う事務	こころの発達総合支援センターの相談・診察業務の相談・診察記録、検査結果等の個人情報	相談者	相談者の生活等支援のケースワーク等に活かすため	○	○	○	○	○	○	○	生活支援等に使用するため	整理番号、氏名、性別、生年月日、年齢、住所、電話番号、健康・病歴、障害、身体の特徴、親族関係、婚姻、家族状況、居住状況、学業・学歴、職業・職歴、資格、成績、趣味、収入状況、公的扶助、写真相談内容、所見
44			精神保健福祉センター	精神障害者ピアサポーター研修事業事務	長期に入院する精神障害者に対し、精神障害者が持つ経験を活かして、退院に向けた支援を行う人材を育成するため	研修受講希望者	研修受講終了者に対して、委嘱の希望の有無を確認し、委嘱希望者名簿を作成。退院支援活動参加のために利用するため。	—	—	—	—	○	—	○	同じ障害を持つ者が支援をするという活動であるため、同じ障害を持つかどうか確認をする必要があるため。また病状が安定おり、活動できる状態であるかの確認のために医師のサインをもらっている。	—
45			産業技術短期大学校	定期健康診断に係る事務	訓練生の災害防止と快適な作業環境を確保するため	在学生	訓練生の災害防止と快適な作業環境を確保するため	—	—	—	○	—	○	○	訓練生の災害防止と快適な作業環境を確保するため、公共職業訓練施設における安全衛生管理実施要綱に定められているため。 また、就職活動に健康診断結果が必要な場合があるため。	—
46			峡南高等技術専門校	定期健康診断等に係る事務	訓練生の災害防止と快適な作業環境を確保するため	在校生		—	—	—	○	—	○	○	訓練生の災害防止と快適な作業環境を確保するため、公共職業訓練施設における安全衛生管理実施要綱に定められているため。 また、就職活動に健康診断結果が必要な場合があるため。	—

A 既存の「類型事項」に追加するもの　※資料3「類型事項1～3及び類型事項8、9」に該当する事務

※整理番号が色付きのものは質問があった項目

整理番号	類型事項・個別事項	実施機関	個人情報取扱事務の概要				個人情報の利用目的	取得しようとする個人情報							取得しなければならない理由	個人情報の記録項目 ※ 保有個人情報の件数が1,000人以上の事務の場合
			担当課室所等	事務の名称	事務の目的	取得対象者		① 刑事事件	② 少年事件	③ 犯罪被害	④ 病歴	⑤ 障害	⑥ 健康診断結果	⑦ 医師の指導等		
47			就業支援センター	障害者を対象とした職業訓練の実施	障害者の雇用促進に資するため、障害者の能力、適性及び地域の障害者雇用ニーズに応じた職業訓練を実施するため	訓練生	訓練対象者であることの確認と、職業訓練を実施する上で障害者の態様に応じた配慮を行うため	－	－	－	○	○	○	○	入校予定者の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）受給者証の有無、医師の診断書、医師の意見書等から訓練対象者であることの確認と、訓練を実施する上で障害者の態様に応じた配慮を行うため	－
48				短期課程の職業訓練（介護系、調理系）の実施	職業を転換しようとする労働者、その他新たに職業に就こうとする者に相当程度の技能を付与し、再就職を容易にするための職業訓練を実施するため	訓練生	介護施設や調理施設等での企業実習を実施するため	－	－	－	－	－	○	－	感染症予防のため、企業実習先から実習前に胸のレントゲンや検便等の実施を求められるため	－
49		教育委員会	義務教育課	教育職員免許状の授与等事務	有資格者に対する教育職員免許状の授与等及び教育職員検定合格者に対する教育職員免許状の授与等	申請者	申請者に教育職員免許状を交付するため	－	－	－	－	－	○	－	申請者に教員免許を交付するにあたり、教育職員として良好な健康状態であるかを確認するため	－
50			高校教育課	生徒指導事務	児童生徒の充実した学校生活の実現と適切な指導及び安全確保。	児童生徒	生徒指導事務	－	－	－	○	－	○	○	児童生徒の充実した学校生活の実現と適切な指導及び安全確保のため。	氏名、性別、生年月日、年齢、住所、電話番号、健康・病歴、家族状況、資格、趣味、事故等の状況
51				進路指導事務	進路指導事務に関わる資料は、進路希望の段階から進路決定に至るまで多岐に渡っているが、生徒一人一人の希望に即した進路指導を実現するために、必須の情報といえる。	生徒 保護者	進路指導事務	－	－	－	○	○	○	○	生徒一人一人の希望に即した進路指導を実現するため。	整理番号、氏名、性別、生年月日、年齢、住所、電話番号、成績・評価、出席状況、健康・病歴、障害、身体の特徴、家族状況、職業・職歴、資格、賞罰、成績・評価（社会生活）、趣味
52				山梨県高等学校定時制及び通信制課程教科書・学習書給与事務	高等学校の定時制課程及び通信制課程に学ぶ勤労青少年の経済的情負担を軽減し、教育の機会均等の拡充に資するとともに、生徒の学報目的習意欲の向上を図るため教科書・学習書を無償給与する。	無償給与申請者	山梨県高等学校定時制及び通信制課程教科書・学習書給与事務	－	－	－	○	○	－	－	山梨県高等学校定時制及び通信制課程教科書・学習書給与事務運用のため	－
53				教育実習受入事務	教員免許状・必要単位（教育実習）取得のための実習	教員免許状取得予定者	教育実習受入事務	－	－	－	○	○	○	○	教育実習受入のため	－
54				山梨県教育奨励資金償還事務	学習、生活態度がまじめで資質が優秀であるにもかかわらず、経済的理由により修学に支障のある者に対し奨学金を貸付け、もって 有用な人材を育成することを目的とする。	①資金借受者 ②連帯保証人（親権者あるいは後見人） ③保証人	山梨県教育奨励資金償還事務	－	－	－	○	○	－	－	山梨県教育奨励資金償還事務運用のため	－
55				障害児の適正就学に関する事務	障害児の適正な就学を図るため	当該児童生徒及び保護者	新就学児等の適正な就学先を判断するため	－	－	－	○	○	－	－	新就学児等の障害の状態を確認するため	－
56				小・中学校特別支援学級編成事務	市町村教育委員会の公立小・中学校の学級編成計画書の受理及び確認	特別支援学級入級及び在籍児童生徒	市町村教育委員会の公立小・中学校の学級編成計画書の受理及び確認	－	－	－	○	○	－	○	特別支援学級入級及び在籍児童生徒の障害の状態を確認するため	学校名、記載者氏名、児童生徒名、性別、生年月日、住所、出身小学校名、出欠席の状況、障害の状況、個別の知能検査の記録、S-M式社会生活検査又はASA旭出式社会適応スキル検査、その他の検査、入級した学年、入級までの経緯、活動や学習の様子、所見

参考資料3（修正）

A 既存の「類型事項」に追加するもの　※資料3「類型事項1～3及び類型事項8、9」に該当する事務

※整理番号が色付きのものは質問があった項目

整理番号	類型事項・個別事項	実施機関	個人情報取扱事務の概要				個人情報の利用目的	取得しようとする個人情報							取得しなければならない理由	個人情報の記録項目 ※ 保有個人情報の件数が1,000人以上の事務の場合
			担当課室所等	事務の名称	事務の目的	取得対象者		①刑事事件	②少年事件	③犯罪被害	④病歴	⑤障害	⑥健康診断結果	⑦医師の指導等		
57			高校教育課	生徒指導事務	児童生徒の健全育成のための指導と安全確保	児童生徒	警察から情報提供を受けることにより、児童生徒の健全育成及び安全確保を図る。	○	○	○	－	－	－	－	児童生徒の健全な成長と充実した学校生活の実現、及び安全確保のため。	－
58			高校改革・特別支援教育課	新就学児童生徒等の就学に関する事務	新就学児童生徒等の特別支援学校への就学期日、就学先を決定するため	新就学児童生徒等	新就学児童生徒等の特別支援学校への就学期日、就学先を決定するため	－	－	－	○	○	－	－	新就学児童生徒の障害の状態を確認するため	－
59			社会教育課	フロンティア・アドベンチャー「やまなし少年海洋道中」事務	大自然の中での野外活動生活（10日間）を通して、友情・連帯・奉仕・開拓・交流の精神を涵養する。	参加者等	事前に把握した参加者等の健康状態等と、事業実施中の様子とを併せ、適切な健康状態の判断を行う。	－	－	－	○	○	○	○	事前に把握した参加者等の健康状態等と、事業実施中の様子とを併せ、適切な健康状態の判断を行うことが、安全の確保の為に必要。	－
60			図書館	職場体験、インターンシップ	中学生、高校生の職場体験	中学生、高校生	職場体験をするにあたり配慮事項があるため。	－	－	－	○	○	○	○	生徒が活動できる内容を確認するため。	－
61				施設見学	図書館内を案内及び職員対応	乳幼児～学校等に所属する児童、生徒	図書館を案内するにあたり配慮事項がある。また、図書館職員が対応する際に配慮事項があるため。	－	－	－	○	○	○	○	館内移動の際に配慮が必要か、職員の対応に配慮が必要かを確認するため。	－
62			各県立特別支援学校	生徒指導業務（個別の教育支援計画）	障害児の教育支援を図るため	在籍児童生徒	障害児の教育支援を図るため	－	－	－	○	○	－	○	在籍児童生徒の障害の状態を確認するため	－
63				生徒指導業務（個人ファイル）	障害児の教育支援を図るため	在籍児童生徒	障害児の教育支援を図るため	－	－	－	○	○	－	○	在籍児童生徒の障害の状態を確認するため	－
64		地方独法県立病院機構	県立中央病院、県立北病院	研修生・実習生等の受入事務	研修生や実習生を受け入れ、臨地実習を実施する	研修生等	病院感染の防止を図るため、健康診断書等により病歴や感染症の抗体価を確認する。	－	－	－	○	○	○	○	利用目的と同じ	－
65		公立大学法人県立大	学務課	入学者選抜事務	受験及び修学に関して配慮が必要な障害等を持つ学生に配慮する	受験及び修学に関して の配慮について相談があった学生・保護者	受験及び修学に関して配慮が必要な障害等を持つ学生に配慮するため	－	－	－	○	○	○	○	受験及び修学に関して配慮が必要な障害等を持つ学生に配慮するため	－